

2016年要求アンケート結果まとめ

2016年法律・司法関連業種の要求アンケートは全国より1330名の方からご回答をいただきました。ご協力ありがとうございました。
 私たち大阪法律関連労働組合(全法労協)は今年もこの結果を基に日弁連、弁護士会、税理士会等へ要請・申し入れを行いました。

1. 賃金

賃上げ額は「0円(賃上げなし)」の回答が一番多く寄せられました。「賃下げ」の回答は昨年より減少しましたが、「賃上げなし」「賃下げ」は依然として全体の3割にのびます。年収は、前年と比較して「増えた」と回答した人が36.1%であったものの、「減った」と回答した人は26.2%にのびました。

「減った」と回答した人の理由の内、一時金(賞与)のカットを理由とした人は57%を占めていました。

こうした状況で、生活実感を問う設問に対しては、5割弱近くの方が「苦しい」もしくは「非常に苦しい」と回答しています。

大阪法律関連労働組合では一時金(賞与)は毎月の赤字補填に回る生活給だと要求をしています。

賃上げ率(全体)

賃下げ	2.3%
0円	33.8%
1~2,500円	9.1%
2,501~5,000円	24.2%
5,001~7,500円	5.8%
7,501~10,000円	10.8%
10,001~15,000円	1.1%
15,001~20,000円	0.6%
20,001~30,000円	0.4%
30,001円~	0.2%

賃金は月額いくらですか(通勤手当を除く総支給額)

	全体	組合加入	組合未加入
5万円未満	0.7%	0.6%	0.8%
5万円以上 10万円未満	4.8%	1.1%	6.9%
10万円以上 15万円未満	8.4%	1.5%	12.1%
15万円以上 20万円未満	26.2%	10.8%	34.2%
20万円以上 25万円未満	25.3%	20.9%	27.8%
25万円以上 30万円未満	14.1%	19.8%	11.2%
30万円以上 35万円未満	10.5%	22.4%	4.1%
35万円以上 40万円未満	4.2%	9.5%	1.4%
40万円以上 45万円未満	3.3%	8.8%	0.4%
45万円以上 50万円未満	1.2%	2.6%	0.5%
50万円以上	0.5%	1.3%	0.1%
NA	0.7%	0.9%	0.6%

2. 職場の労働条件・環境で改善したいもの

やはり賃金の引き上げが堂々の第1位でした。昨年と同様に今年も生活実態の反映が現れています。「有給休暇の完全取得・増加」も組合未加入者で2位、組合加入者で3位となりました。有給が思うように取れないなど3位の人員増加の要求とともに労働環境の厳しさがうかがえます。

3. その他、労働条件の明示・セクハラ・パワハラ

アンケートでは、職場環境についても聞いています。

◆労働条件の明示

使用者が労働者を採用するときは、賃金、労働時間その他労働条件を書面などで明示しなければなりません。

(書面の交付による明示事項)

1 労働契約の期間 2 就業の場所、従事する業務の内容
3 始業、終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項 4 賃金の決定・計算・支払いの方法、賃金の締め切り・支払いの時期に関する事項 5 退職に関する事項(解雇の事由を含む)

◆セクハラ・パワハラ

職場において相手の意思に反して言った・行った性的な言動は、無意識であったとしてもセクハラにあたります。また、使用者や上司から人前で執拗に罵倒や暴言を受けたり「いつでもクビに出来るんだぞ」など、使用者がその立場を利用して圧力をかけることもパワハラにあたる可能性があります。アンケートでは1割強の方がセクハラ・パワハラが「ある」と回答しています。この業種特有の職場規模の小ささから人間関係が密接なことに加えて、昨今の業界の経営状況の厳しさの矛先が労働者に向かっていると言えます。

◆社会保険への加入

社会保険未加入の人からは加入を求める声が届いています。アンケートの改善要求では7位となっています。私たちも、強制適用をめざして、毎年、厚生労働省に要請をしています。法人事務所を除き、私たちの職場の多くは強制適用ではありませんが、労働者1名の職場でも政府管掌健康保険(現在は全国健康保険協会)や厚生年金に加入することができます(任意包括適用)。パートタイマーの場合でも、加入できます。

◆労働保険

法律で加入が義務づけられているのに、加入してもらえな

改善要求(全体)

賃金の引き上げ	1位
有給休暇の完全取得・増加	2位
人員の増加	3位
手当の拡充	4位
退職金制度の確立	5位

労働条件は明示されていますか(全体)

はい	55.5%
いいえ	14.1%
どちらともいえない・その他	14.2%
NA	16.2%

メンタルヘルス(精神疾患)に対する不安はありますか(全体)

はい	24.4%
いいえ	39.8%
どちらともいえない・その他	19.7%
NA	16.1%

セクハラ・パワハラはありますか(全体)

はい	12.8%
いいえ	56.3%
どちらともいえない・その他	14.7%
NA	16.2%

いという人から加入を求める声が寄せられています。

すぐに近くの労働局に相談をしましょう

労災保険は仕事でけがをしたり、病気になったりすれば、業務上の災害として取り扱われ、労災保険が適用されます。傷病がなおるまで解雇することはできません。保険料は事業主だけが負担します。強制加入です。なので、労災申請しようとするときに事業主が加入していなくても、労災保険は適用されます。

雇用保険(失業保険)は次の要件を満たしていれば対象となります。①1週間の所定労働時間が20時間以上であること②31日以上引き続き雇用が見込まれるとき。雇用保険制度への加入は事業主の義務であり、労働者は自分が加入しているか、ハローワークへ問い合わせることも可能です。

4. アンケートに寄せられた声

- ◆勤続20年を超えているのに、年間の有給が10日間しかなく、年末年始とお盆で弁護士の都合に合わせて取らなければならない(休みを決められてしまう)。体調不良でお休みを取りづらい。弁護士会できちんと指導してほしい。
- ◆パートタイマーになって9年過ぎましたが、正社員の頃は有給休暇を使えましたが、パートになってからは、有給休暇がありません。法律で有給があるはずなのに、正社員と同じ仕事をしていて、仕事の負担も一緒です。正社員は有給があるけれど、パートだからないと言われ、おかしいなと感じています。
- ◆大卒勤務4年目30歳で年収200万円台、社会保険無し、昇給も一度もない。世間でいうワーキングプアに該当していて、仕事を続けていくモチベーションを保ちにくい。法律事務所の職員はどうしてこんなに劣悪な労働条件、環境になるのか、まかり通るのか憤りしかない。
- ◆日弁連、弁護士会には新人弁護士の教育(社会マナーなど)に力を入れてほしい。特に社会人経験のない新人弁護士は、教育してあげないと可哀そう。プライドもあるので事務員が教えるよりはそれなりの人(弁護士)が教育した方がいいと思う。
- ◆10年以上勤務しても手取りは20万円未満。厳しいと言いつつ、とてもそうは思えないお金の使い方を見ているのでモチベーションが上がらない。そのくせ、かなり法律的な知識、勉強をしないとついていけないレベルの仕事を要求される(仕事に関連書籍を読んだり、事務員向けの研修に参加したりする程度では無理なレベル)。
- ◆ここ数年事務所経営は赤字が続いているが、その補填は事務員の給料をカットするのみ。事務員の労働時間も強制的に短縮されたものの、仕事量は増加する一方で、結局サービス残業が増えただけ。最近では、年末年始やお盆休みについても、強制的に有給休暇指定となり、表向きは有給を取っている感じがするが、実際には経営者が強制的に有給を消化させ、買い取りさせないようにしている。
- ◆月、手取り10万円ちょっとの給料では、余裕がありません。賃上げ要求していますが、受け入れられません。労組の要望書も雇用主は見ずにゴミ箱に捨てています。聞く耳持たずです。労働条件は、弁護士会事務職員に準じたものにしてほしい。
- ◆有給休暇をとりにくい雰囲気がある。休みを申し出てもあまり良い顔をされないので、普段でもやっと2人で仕事を処理しているのに、一方が休むともう一方にかなりの負担が来るので、人員を増やし、気兼ねなく有給休暇を取得できるように望みます。
- ◆法律事務所であるがゆえに労働規定などがあいまいで、職場の雰囲気で産休、育休後、退職に追いやられた人もいる。主に事務員は女性であることが多いため、上司にあたる弁護士(主に男性が多い)には判らないパワハラ、モラハラ、マタハラがあり、だからこそ組合やなんか相談できる窓口が必要と思う。
- ◆パワハラ、セクハラ、この業界が一番ひどいと思います。
- ◆司法書士の業界では、残業代の不支給が当たりまえのようになっている。休日に出勤させられても、賃金が支払われないうえ、代休も与えられない。日弁連及び各司法書士会に対しても、警告文などを出して、注意を促していただきたい。
- ◆弁護士1名、事務員1名の職場で、育児休業を取れている人はいるのでしょうか。もし、いらっしゃったら、その方がどのようにしてその休業を取ることができたのか知りたいです。また、そのような職場で、どのくらいの割合の人がその休業を取れているのかも知りたいと思います。うちの職場では無理そうです。

ひとりで悩まず、まずはご相談ください！

もしお困りのことがあれば、大阪法律関連労働組合にご相談ください。同じ法律・司法関連の職場だからこそアドバイス、協力できることがあるはずですよ。仕方がないとあきらめてしまう前に、是非ご相談下さい。